

長野県高齢者虐待対応現任者標準研修

虐待対応の流れについて

～初動期から終結までの

一連の流れを理解～

<はじめに>

Q1. 所属について

- A 市町村行政
(措置権限等を有する)
- B 直営型地域包括支援センター
- C 委託型地域包括支援センター
- D 県保健福祉事務所
- E その他

Q2. 資格

- A 社会福祉士
- B 保健師・看護師
- C 社会福祉主事
- D 弁護士
- E その他

Q3. 立場

- A 管理職
- B 係員
- C その他

Q4. 担当する虐待対応

- A 養護者による虐待
- B 従事者等による虐待
- C その他
- D わからない

Q5. 虐待対応の経験年数

- A 1年未満
- B 1年～3年
- C 4年以上
- D その他

Q6. 虐待対応の対応件数 (認定の有無に関わらず)

- A 0件
- B 1件～ 5件
- C 6件～10件
- D 11件～20件
- E 21件以上
- F その他

Q7. 昨年の通報・相談

- A あった
- B 無かった
- C わからない
- D その他

Q8. 虐待対応マニュアル

- A 整備している
- B 整備していない
- C わからない
- D その他

Q9. 虐待対応の帳票類

- A 整備している
- B 整備していない
- C わからない
- D その他

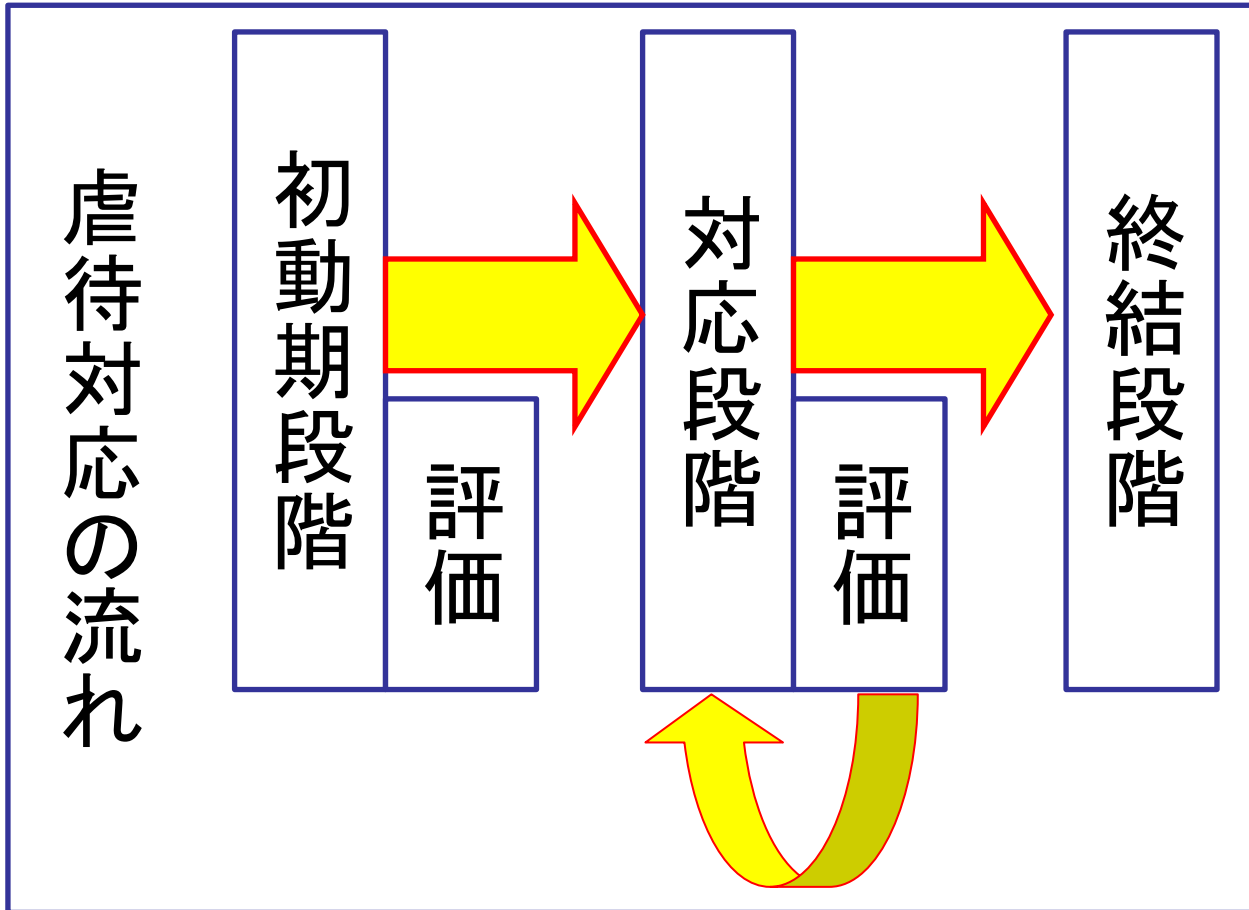


所属も・・・、資格も・・・、立場も・・・、
虐待対応経験年数も・・・、虐待対応件数も・・・、
市町村等の体制整備状況も・・・、異なります。

どの地域(市町村)に暮らしているかによらず、
虐待対応は適切に行われることが求められます

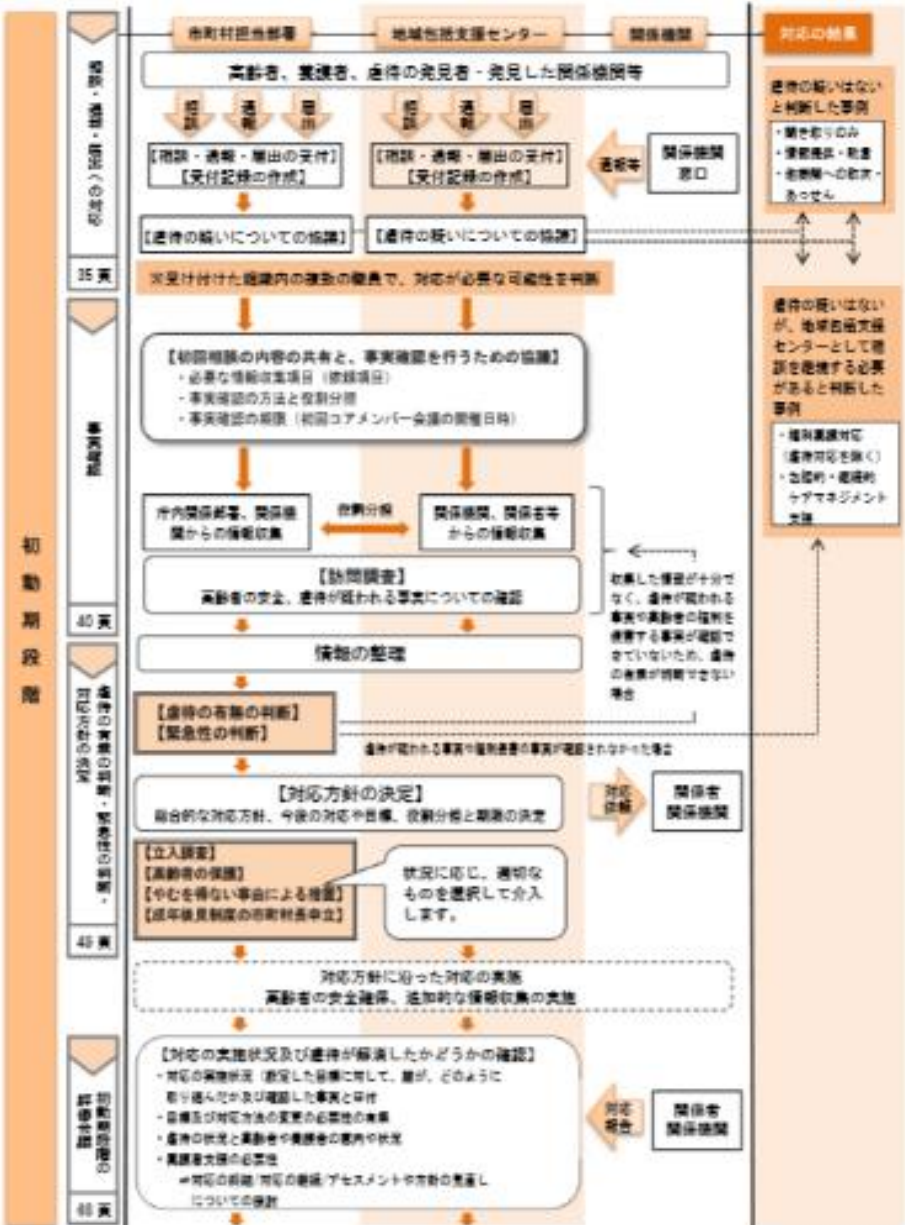
虐待対応の流れを理解した上で、各段階別の解説を行います

虐待対応の流れ

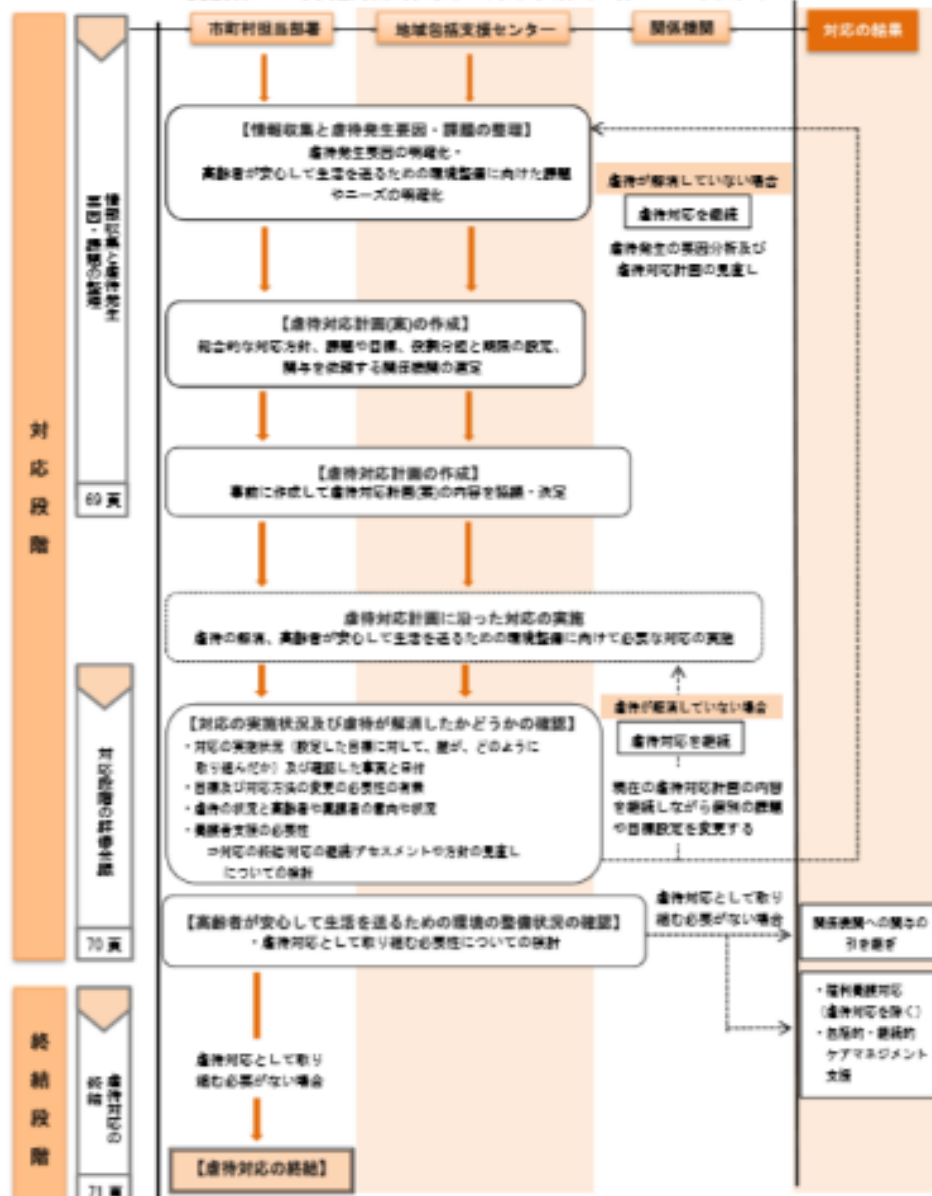


I. 養護者による虐待対応の流れ(マニュアルP33~34)

●養護者による高齢者虐待対応の対応手順 (全体フロー図 1/2)

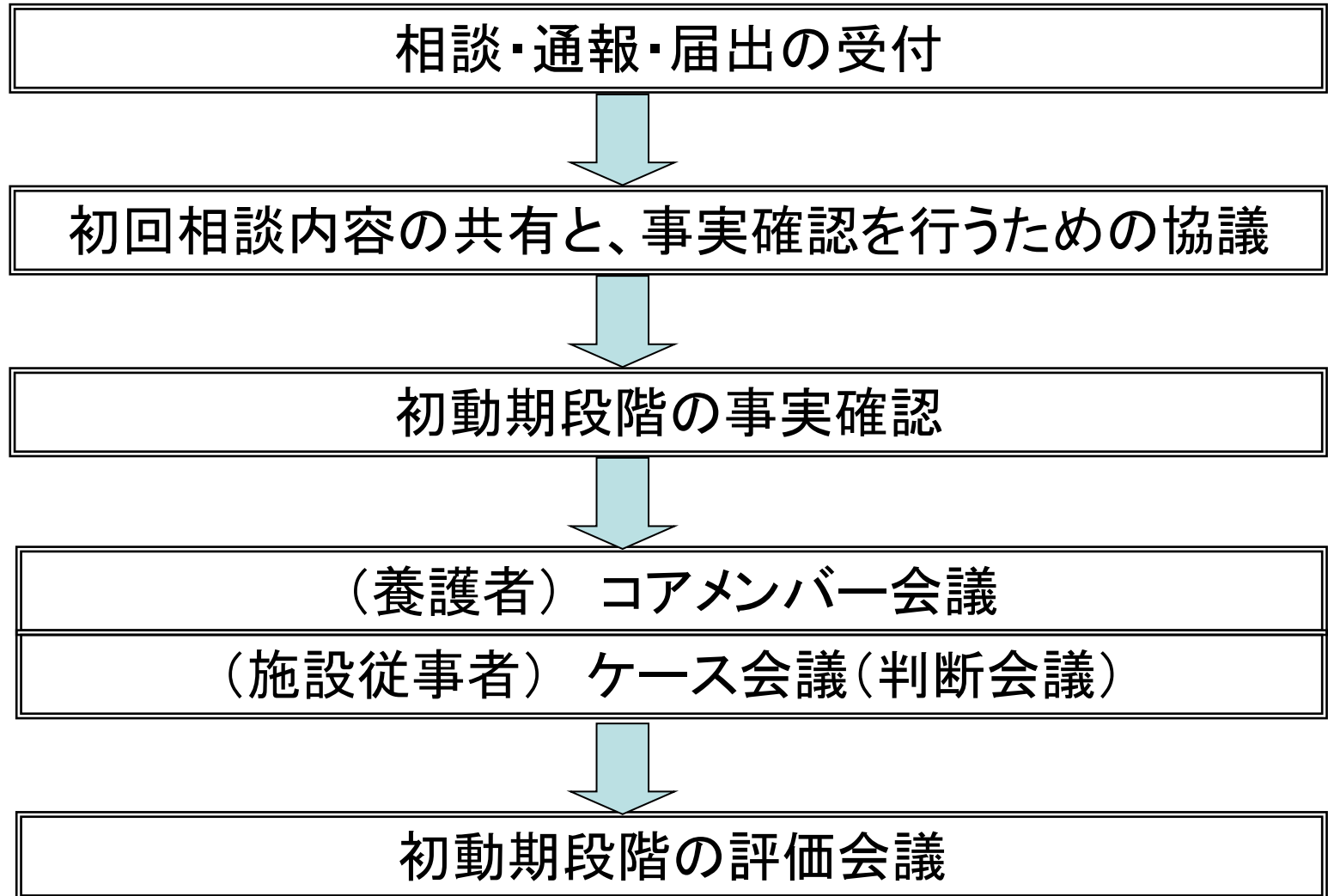


●養護者による高齢者虐待対応の対応手順 (全体フロー図 2/2)

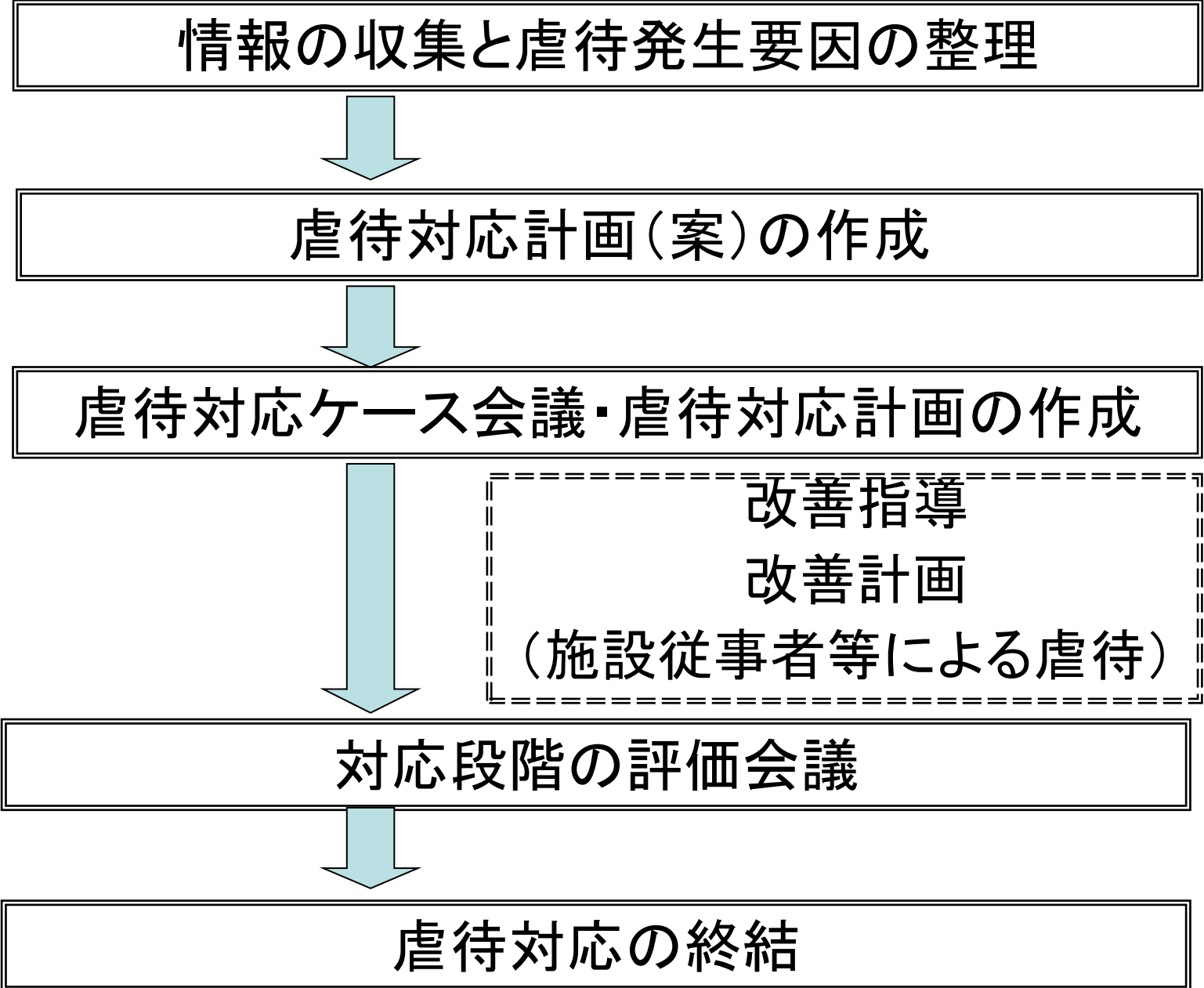


出典：社団法人、日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター、都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引きを、中央法規、2011.20p. 35-39. 完全著作権

Ⅲ. 初動期段階



IV. 対応段階～評価～終結段階



<初動期・対応段階を経て終結を目指す>

虐待対応は必ず終結させる

- ・ 事実確認調査を経て、コアメンバー会議により「虐待があった」と市町村として判断
- ・ 市町村として支援計画を作成し、初動期段階の対応を実施

- ・ 評価会議日に高齢者本人の身体・生命の安全確保（＋事業所としての対応）がなされているかを確認し対応段階に移行
 - ○虐待発生要因の明確化
 - 高齢者が安心した生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化
 - 「なぜこの家庭（事業所や施設）で虐待が生じたのか？」
 - 「何を解決すれば虐待が解消するのか？」

養護者
支援
＋
養護者
対応

- ・ 評価会議日に虐待が解消され、高齢者本人が安心した生活を送るための環境整備の目処が立ったことを確認
- ・ 虐待の要因となった課題に施設・事業所が再発防止の方策を講じ¹⁰効果を上げていると確認